

26環都環第230号
平成26年7月25日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

舩添要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：三田小山町第3・5地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 一色 正男
所在地：東京都港区三田一丁目4番80号タワーズ三田301号
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業
種類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地
東京都港区三田一丁目10番及び11番の一部

第2 意見

【土壌汚染】

計画建物には工場が設置されることから、施設の供用に伴い排出される物質の種類及び排出状況等を把握し、土壌に及ぼす影響を未然に防止できるよう、必要に応じて工事の完了後についても予測・評価すること。

【地盤】

- 1 現地調査において、事業の実施に伴う地盤の変形の程度を適切に把握するため、地盤の状況についても調査事項に含めることとし、その調査方法を記載すること。
- 2 掘削工事における地下水の揚水等による地下水位の低下に伴う地盤沈下も考えられることから、工事の施行中における地下水位の変化が周辺地盤に与える影響についても予測・評価すること。

【廃棄物】

- 1 計画地には既存の工場があることから、撤去建造物について、特別管理産業廃棄物等の状況を調査するとともに、存在した場合は予測・評価すること。
- 2 計画建物には工場が設置されることから、施設の供用に伴う産業廃棄物についても予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。